

平成 28 年 2 月 26 日

## EPA 看護師・介護福祉士候補者が雇用契約の終了に伴い 帰国する場合の手続き等について

公益社団法人 国際厚生事業団  
受入支援部

経済連携協定(EPA)に基づき来日した EPA 候補者が、受入れ施設との雇用契約を終了し、母国に帰国する場合、受入れ機関及び EPA 候補者には、以下の手続きが必要となります。

なお、国家資格を取得した EPA 看護師・介護福祉士の帰国手続きについては、JICWELS が別に作成している「EPA 看護師・介護福祉士が雇用契約の終了に伴い帰国する場合の手続き等について」をご参照ください。  
([http://jicwels.or.jp/?page\\_id=297](http://jicwels.or.jp/?page_id=297))

### 1. EPA 候補者の雇用契約終了及び帰国の手続き

EPA 候補者が受入れ施設との雇用契約を終了し、母国への帰国が決定しましたら、必要な手続きのご案内を致しますので、必ず JICWELS にご連絡下さい。

#### (1) JICWELS への報告書等の提出

次の①～⑤の書類を JICWELS にご提出ください。提出書類及び記入例は、EPA 候補者が帰国する旨の連絡を受入れ機関よりいただいた際に、JICWELS から送付する案内メールまたは、JICWELS ホームページ (<http://jicwels.or.jp/>) 「EPA 看護・介護受入事業」よりダウンロードすることができます。

- ①雇用契約終了報告書(厚労省通知様式第 6-1 号)
- ②地方入国管理官署報告用 雇用契約終了報告書(法務省告示に基づく報告:様式任意)
- ③帰国確認報告書(厚労省通知様式第 8 号)
- ④帰国時アンケート
- ⑤連絡先登録票

#### 1) 書類の記入要領

書類の記入は、JICWELS ホームページ上の記入例及び以下の注意事項をご確認ください。

- ①雇用契約終了報告書、③帰国確認報告書…受入れ機関番号及び候補者番号を必ず記入してください。
- ②地方入国管理官署報告向け雇用契約終了報告書…必要項目が網羅されていれば様式は任意です。  
JICWELS が作成した雛形をお使いいただければ、「①雇用契約終了報告書」と併せて作成いただくことができます。文書の宛先は、最寄りの入国管理局長としてください。
- ④帰国時アンケート…今後の受入れの効果的な運営に資するため、EPA 候補者が帰国することが決まった受入れ施設に対して、今までの受入れの状況や今後の予定等についてお聞きするものです。

⑤連絡先登録票…帰国した EPA 候補者が、今後の国家試験や現地就職説明会、慰労会等の各種情報を受け取ったり、再チャレンジ支援を受けるために必要となるもので、EPA 候補者によくご説明いただいた上で記入させたものをご提出ください。なお、登録票にご記入いただいた連絡先は、JICWELS から、日本の関係省庁及び学習支援事業者に提供させていただきます。

## 2) 提出期限

書類の提出期限は次の通りです。提出期限に間に合わない場合は、JICWELS まで、必ず事前にご連絡をお願い致します。

| 提出書類                | 提出期限等                    |
|---------------------|--------------------------|
| ①雇用契約終了報告書          | 雇用契約終了日が決まり次第、帰国日に先立ち提出。 |
| ②地方入国管理局向け雇用契約終了報告書 |                          |
| ④帰国時アンケート           |                          |
| ⑤連絡先登録票             |                          |
| ③帰国確認報告書            | EPA 候補者の出国確認後、2 週間以内に提出。 |

## 3) 提出先

提出書類は原則 E メールにてご提出をお願い致します。書類原本の郵送は必要ありません。

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部  
E メール：[shien-assen@jicwels.or.jp](mailto:shien-assen@jicwels.or.jp)

## (2) EPA 候補者の帰国手配

EPA 候補者の帰国が決まりましたら、受入れ機関・EPA 候補者において、帰国の手配をお願い致します。

### 1) 航空券の手配

航空券の手配は、受入れ機関・EPA 候補者のいずれが行っても差し支えありませんが、帰国当日には出国空港にて帰国確認が必要となりますので、出国日、出国空港等については、受入れ機関(施設)、EPA 候補者で話し合いの上、決めるようにしてください。

### 2) 帰還費用

受入れ機関が EPA 候補者の在留管理を適切に行う観点から、雇用契約書において、EPA 候補者の母国への帰還費用については、雇用契約終了の原因が候補者の重大な責に帰する場合を除いては受入れ機関が負担することとされています。なお、候補者が国家試験に合格できなかったことは、候補者の重大な責とはみなされません。

### 3) EPA 候補者の帰国確認

EPA 候補者の帰国当日は、「受入れ支援に関する契約書」に基づき、EPA 候補者の出国空港において出国確認を行っていただくようお願い致します。出国確認ができましたら、「③帰国確認報告書(厚労省通知様式第 8 号)」に必要事項をご記入のうえ、帰国日から 2 週間以内に JICWELS に提出してください。

### 4) 荷物の運搬

母国に荷物を送るには、航空便、エコノミー航空(SAL)郵便、船便の方法があります。航空便は早いですが、費用は高めです。船便は比較的安価ですが、受け取りまで 1~2 か月以上要する場合があります。船便より早く送りたい場合はエコノミー航空(SAL)郵便があり、東南アジア地域へは 10 日程度で届きます。

### 5) 機内持込荷物や預け入れ荷物

機内持込荷物や預け入れ荷物の大きさと重量、個数の制限、持ち込み可能な物品等については、事前に各航空会社に直接お問い合わせください。制限重量を超過した場合は、超過手荷物料金が発生致しますのでご注意ください。

## (3) 候補者の在留カード(又は外国人登録証)の返納

在留カード(在留カードとみなされる外国人登録証を含む。以下同じ。)は、EPA 候補者が空港で出国手続きをする際に穴を空けて返却されます。帰国後、在留カードのコピーが必要となる場合がありますので、EPA 候補者本人の了解のもと、EPA 候補者、受入れ機関(施設)双方で在留カードのコピーを保管することをおすすめ致します。

## (4) EPA 候補者の居住地変更の手続き

転出の際には、日本人と同様の転出手手続きが必要となります。国外に転出(帰国)する際には、国外転出届が必要です。転出届は、転出の前後 14 日以内に居住地の市区町村に提出してください。

## (5) 年金事務所、ハローワークへの届出

離職翌日から 5 日以内に事業所の所在地を管轄する年金事務所に「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」を提出してください。

離職翌日から 10 日以内に事業所の所在地を管轄するハローワークに「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出してください。この「雇用保険被保険者資格喪失届」の備考欄には、離職者の国籍、在留資格、在留期限等を記載してください。通常、外国人が離職・入職する場合には、事業主が「外国人登録状況の届出」する必要がありますが、喪失届備考欄へ記入をすることで、その届け出を行ったこととなります。

## (6) 給与、税金等の精算

EPA 候補者が帰国するまでに、未払い分の給与のお支払い、税金・社会保険料の控除の手続きを済ませてください。帰国後に手続きをされますと、海外送金等によりお支払いいただくこととなり、海外送金手数料等が発生することがありますので、ご留意ください。

また、労働基準法第 23 条により、「使用者は、本人の請求があった場合において、7 日以内に賃金を支

払い、積立金・保証金・貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還すること」とされています。賃金又は金品に関して争いがある場合、異議のない部分を、7日以内に支払い、または返還しなければなりません。ただし、就業規則等で支払期日があらかじめ定められている退職金については、支払期日を過ぎてから支払っても違反とはなりません。

### 1)住民税(特別徴収に係る異動)

受入れ機関(施設)は、EPA候補者が受入れ施設から給与の支払いを受けなくなつてから、翌月10日までに、「給与所得者異動届出書」に必要事項をご記入のうえ、市区町村に提出してください。異動届出書の提出が遅れると、特別徴収義務者である受入れ施設が、住民税未納とみなされる可能性がありますので、ご注意ください。

EPA候補者が退職、死亡、休職、長欠により給与の支払いを受けなくなった場合、給与から徴収できなくなった残税額は、以下の①、②の方法により納めていただくことになります。

#### ①一括徴収

残税額を超える最終の給与や退職金が、5月31日までに支払われる時に限り、次に該当する場合は、残税額を一括徴収し、特別徴収の方法により納めていただくことになります。

- ・ 退職等の日が6月1日から12月31日までの間でEPA候補者本人から一括徴収の申し出があった場合。
- ・ 退職等の日が1月1日から4月30日までの場合。

#### ②普通徴収

上記の一括徴収されない場合、残税額は普通徴収の方法でEPA候補者から直接納めていただくことになります。この場合は、市町村長がEPA候補者宛に通知書及び納付書を直接送付しますが、異動後はEPA候補者が既に帰国しているなど、送付できないことが予想されます。個人または法人が納税管理人となって、処理を代行することも可能ですが、未納等のトラブルを防ぐため、なるべくEPA候補者の同意を得た上で、最後の給与から一括徴収することをおすすめします。

### 2)携帯電話、公共料金の契約解約等

そのほか、住居、銀行口座、クレジットカード、携帯電話、インターネット、公共料金など、EPA候補者が個人的に契約しているものや受入れ施設が個別に徴収する必要があるものについては、解約処理、精算をするようご支援・ご対応をお願い致します

携帯電話、インターネットは解約せず、そのまま同僚や友人に譲渡してしまい、トラブルが発生するケースがありますので、EPA候補者が個人契約をしている場合には解約を進めてください。

### (7)年金手帳の返却と脱退一時金

原則として次の①～④の条件いずれにも該当する者が、国民年金又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失して日本を出国し、出国後2年以内に請求したときに、「脱退一時金」が支給されます。

## 1) 条件

- ①日本国籍を有していないこと。
- ②厚生年金又は国民年金の保険料を6か月以上納めていたこと。
- ③日本に住所を有していないこと。
- ④年金(障害手当金を含む。)の支給を受ける権利を有したことがないこと。

脱退一時金とは、年金を6か月以上納付した場合、その一部が返納される制度です。申請には年金手帳が必要となりますので、年金手帳は、退職日までにEPA候補者本人にご返却ください。

脱退一時金制度の詳細につきましては、参考資料「脱退一時金について」にて、手順や還付額のご案内をしております。手続きは出国後に行うことになりますので、参考資料をEPA候補者本人にお渡しください。

## 2) 請求手続き

脱退一時金の請求手続きは以下の通りです。本人が行うものですが、EPA候補者にとっては分かりづらい点もありますので、帰国前に必要書類の確認や記入の補助等、適宜ご支援をお願い致します。

①日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>)より、「脱退一時金請求書」入手。

②帰国後、本人が金融機関の本人口座設定証明書等を取りそろえた書類一式を以下の住所に送付。

〈送付・お問い合わせ〉

日本年金機構（外国業務グループ）日本年金機構  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
TEL: 03-6700-1165

---

Japan Pension Service  
3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-Ku, Tokyo 168-8505 JAPAN  
TEL.: +81-3-6700-1165(日本語)

## ※手続き上の留意点

- ・ 請求者の家族や受入れ機関(施設)等による代理請求はできないため、必ずEPA候補者本人が請求することをお伝えください。本人が死亡した場合、死亡後に遺族、受入れ機関(施設)等、第三者が本人に代わって請求することはできません。
- ・ 年金機構は、脱退一時金の裁定時に、請求人である外国人の最終住所地の市町村で転出しているかどうか確認しています。転出届を出していないと、その後、郵送での手続きとなり、脱退一時金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ・ パスポート、年金手帳、賃金支払明細書は後日、脱退一時金の裁定請求や不服申立てをするにあたって必要となります。書類を保持するようEPA候補者への助言をお願い致します。
- ・ そのほか、脱退一時金の内容、具体的な請求方法等についてご不明の場合は、最寄りの年金事務所又は日本年金機構(上記「脱退一時金申請先・年金等についてお問い合わせ先」)にご確認ください。

## (8)在職証明書の発行

EPA 候補者が再就職等する場合に、在職証明書を必要とする場合があります。帰国前に、在職証明書の発行をするか本人に希望を確認してください。帰国後であっても EPA 候補者が発行を希望した場合には、交付するようお願い致します。在職証明書には EPA 候補者の請求に応じ、次の①～⑤の事項を記載しますが、本人が希望しない事項は記載してはいけないこととなっています。(労働基準法第22条)

- ①使用期間、②業務の種類、③その事業における地位、④賃金、⑤在職の事由

様式は任意ですが、JICWELS にて英語・日本語併記のものがありますので、必要に応じてご使用ください。様式は、案内メールに添付または、JICWELS ホームページに掲載しています。在職証明書の JICWELS への提出は不要です。

## (9)(看護師候補者の場合のみ)e-ラーニング用レンタルパソコンの返却

看護師候補者学習支援事業にて、JICWELS から e-ラーニング用パソコンをレンタルされている場合は、「無償レンタルパソコン約款事項」における貸与条件「返却」に基づき、雇用契約終了日から 10 日以内に、以下の返却先までお送りください。

### <返却先>

〒134-0086 東京都江戸川区臨海町 4-3-1

葛西トラックターミナル 11 号棟 2 階 (株)アズ・コム内 TEL:050-3545-1662

### <お問い合わせ>

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部 学習支援グループ

電話:03-6206-1138

E メール:[learning-support@jicwels.or.jp](mailto:learning-support@jicwels.or.jp)

## 2. 帰国した EPA 看護師・介護福祉士候補者に対する支援

日本政府は、帰国した元 EPA 候補者に対し、各種支援プログラムを実施しています。EPA 候補者が帰国後に以下のような支援を受けられるよう、必ず帰国前に「連絡先登録票」(P1 参照)への記入をご支援の上、JICWELS まで提出してください。

### (1)帰国した EPA 看護師候補者に対する支援(平成 27 年度)

- ・ 母国での模擬試験
- ・ e-ラーニングによる学習支援
- ・ 在外公館による日系企業への就職説明会

### (2)帰国した EPA 介護福祉士候補者に対する支援(平成 27 年度)

- ・ 母国での模擬試験
- ・ 通信添削指導(国家試験対策動画講義含む)、学習相談窓口での学習相談対応
- ・ 在外公館による日系企業への就職説明会

### 3. 来年度以降の国家試験の受験手続き

日本滞在中に取得した看護師又は介護福祉士国家試験の受験資格は、EPA 候補者が帰国しても失効しません。EPA 候補者は、帰国後、何度でも国家試験を受験することができます。国家試験の出願方法の詳細は、「連絡先登録票」にて登録されたメールアドレスに対して、関係機関または JICWELS から情報提供致します。

看護師又は介護福祉士国家試験の受験を目的として来日するためには、本国の日本国大使館もしくは総領事館で「短期滞在」査証(ビザ)を取得する必要があります。

#### ＜査証(ビザ)に関するお問い合わせ＞

- ・ 在インドネシア日本国大使館  
住所: JI.M.H.Thamrin No.24, Jakarta  
TEL: (021)31924308(内線 152 または 739)
- ・ 在フィリピン日本国大使館  
住所: 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila  
TEL: (02) 551-5710

#### (1) 看護師候補者の場合

国家試験出願にあたっては、国家試験受験資格認定書を必ず提出する必要があります。既に発行している国家試験受験資格認定書の再発行はできませんのでご注意ください。受験資格認定書を受入れ施設で保管している場合には、帰国時に必ず本人に返却してください。

来年度の看護師国家試験を受験する意向がある場合、受験手続きの詳細については、JICWELS ホームページ(<http://jicwels.or.jp/>)へ詳細を反映致しますので、そちらをご確認頂くか、以下へお問い合わせください。

#### ＜お問い合わせ＞

厚生労働省 医政局看護課(日本国内)

TEL: 03-5253-1111(内線 4166)

#### (2) 介護福祉士候補者の場合

帰国した候補者宛に「受験の手引き」が郵送されますので、手引きに沿って手続きをお願いします。「受験資格確定済申出書」を提出すれば、「実務経験証明書」を提出する必要はありません。このとき、既に発行している受験票(もしくは不合格通知)を添付する必要がありますので、紛失することのないよう大切に保管してください。

なお、介護技術講習を修了した候補者の実技試験の免除については、実際に介護福祉士国家試験の筆記試験を受験したか否かにかかわらず、講習を修了した日以降に引き続いて行われる 3 回の試験では、実技試験が免除されます。受験手続きの詳細については、以下へお問い合わせください。

#### ＜お問い合わせ＞

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 試験室

TEL: 03-3486-7521

E-mail: [epa@sssc.or.jp](mailto:epa@sssc.or.jp)

## ※注意

EPA 介護福祉士候補者が、在留資格を「特定活動」以外の在留資格(例:日本人の配偶者等)に変更し、引き続き日本に滞在しながら介護福祉士の国家試験を再受験する場合、その在留資格は国家資格取得を目指すものではなくなることから、厚生労働省が実施する学習支援事業や、国家試験時間延長といった配慮を受けられなくなります。

## 4. Q&A

### (1)EPA 候補者が滞在最終年度の国家試験に不合格の場合

**Q1. EPA 候補者が滞在最終年度の国家試験に不合格であった場合、候補者は直ちに帰国しなければなりませんか。**

**A1.** EPA 候補者が滞在最終年度の国家試験に合格できなかった場合でも、候補者の在留資格は直ちには失われません。看護師・介護福祉士として必要な知識、技術に係る研修として契約する機関の業務に従事する活動を行っている限り、在留期限まで受入れ施設にて就労・研修を継続することが可能です。

**Q2. EPA 候補者が滞在最終年度の国家試験に不合格であることが判明したため、候補者を帰国させたいのですが、可能ですか。**

**A2.** 最終年度の看護師及び介護福祉士国家試験に不合格であった場合でも、雇用契約は終了せず、あらかじめ定めた契約期間中に、受入れ施設が雇用契約を終了することは解雇となります。EPA 候補者は、看護師・介護福祉士として必要な知識または技術に係る研修として契約する機関の業務に従事する活動を指定されており、当該活動をする限りにおいては、在留期限まで就労を継続することが可能です。  
労働契約法第17条第1項においては、「期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と規定されています。解雇について、当該「やむを得ない事由」があるか否かについては、具体的な事案に応じ、最終的には裁判所で判断されますが、国家試験に不合格となったことのみをもって、やむを得ない事由があると認められるものではありません。また、労働者と使用者で一定の事由により解雇する旨を同意していた場合であっても、契約期間中の解雇はできません。

### (2)帰国時の EPA 候補者の出国見送り等

**Q3. 大阪に所在する受入れ施設です。EPA 候補者本人が、雇用契約終了日以降出国日までの間、東京で観光をして、関西国際空港ではなくそのまま成田空港から出国をしたいと言っています。希望を叶えてあげたいのですが、受入れ機関(施設)の職員は最寄りの空港までの同行で良いのでしょうか。**

**A3.** 候補者が成田空港から出国すること、観光を行うことは、問題ありません。しかし、法務省 EPA 指針告示において、受入れ機関は、候補者の出国担保措置を執ることとされ、厚労省 EPA 指針告示においては、候補者の出国を報告することとされています。お手数ではございますが、受入れ機関(施設)職員が候補者を出国空港まで同行し、候補者が出国ゲートを通るまでの見届けをお願い致します。

### (3)雇用契約終了後の帰国日の設定

**Q4. 雇用契約終了日から何日以内に本帰国をしなければならないという決まりはありますか？**

**A4.** 在留期限内であれば、雇用契約終了後、何日以内に帰国しなければならないという規定はございません。しかし、雇用契約を終了したまま3か月以上在留していると、その候補者の在留資格が取り消される場合があります。候補者の所在を把握し、正しい出入国管理を行うため、雇用契約終了後は出来るだけ早めに帰国するようお願い致します。

### (4)在留期間満了後の滞在の可否

**Q5. EPA 候補者は、在留期限いっぱいまで日本に滞在し、就労・研修をした後、それ以降の出国準備期間が付与されますか。**

**A5.** 原則として、出国準備期間が付与されることではなく、在留期限内に帰国していただきます。ただし、病気で入院している場合等、在留期限までに出国できないやむを得ない事情がある場合には、その候補者の居住地を管轄する地方入国管理官署にご相談下さい。

### (5)准看護師としての就労について

**Q6. EPA 看護師候補者が准看護師の資格を所持している場合、EPA 看護師候補者としての在留期間が満了した後も日本に滞在することは可能ですか。**

**A6.** EPA 候補者としての在留期間が満了した場合においても、他の適法な在留資格が与えられる場合、引き続き日本に滞在することは可能です。准看護師資格を取得した EPA 看護師候補者は、一定の条件を満たす場合には、「特定活動」から「医療」への在留資格の変更が認められ、准看護師の免許を受けた後、4年間業務を行うことができます。ただし、入国管理局の審査により、上記「特定活動」から「医療」への在留資格の変更許可が認められない場合もございますので、ご留意ください。「特定活動」から「医療」への在留資格への変更許可を受けた場合は、速やかに、JICWELS に「在留資格変更報告書」(厚生労働省通知様式 4)をご提出ください。

### (6)他の在留資格での滞在・国家試験受験について

**Q7. EPA 候補者としての在留期間が満了した後も、他の在留資格に切り替えて、引き続き日本に滞在することは可能ですか。また、国家試験を受験することは可能ですか。**

**A7.** EPA 候補者としての在留期間が満了した場合においても、他の適法な在留資格が与えられる場合、引き続き日本に滞在することは可能です。また、EPA 候補者として日本に滞在していた際に、看護師・介護福祉士国家試験の受験資格を得た者については、在留期間が満了した後も看護師・介護福祉士国家試験を受験することが可能です。  
ただし、介護福祉士候補者が在留資格を変更し、引き続き日本に滞在しながら介護福祉士の国家試験を再受験する場合、その在留資格は国家資格取得を目指すものではなくなることから、厚生労働省が実施する学習支援事業や、国家試験時間延長といった配慮を受けられなくなります。

<お問い合わせ>

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

電話:03-6206-1138

E メール:[shien-assen@jicwels.or.jp](mailto:shien-assen@jicwels.or.jp)